

答申

1 審査会の結論

「臨床における倫理方針」及び「患者さまの権利宣言」の実現達成に向けた取組状況、達成状況を示す文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求に対し、伊賀市長が平成22年9月6日付け22伊病庶第391号で行なった不存在決定は（以下「本件処分」という）は、これを取り消すべきである。

2 異議申立の趣旨

本件異議申立は伊賀市情報公開条例（平成16年条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき行なった前記請求について、本件処分の取消しを求めるものである。

3 実施機関の不存在理由説明要旨

「臨床における倫理方針」及び「患者さまの権利宣言」（以下「倫理方針及び権利宣言」という）は伊賀市文書管理規程第9条（行政文書の保存期間）による保存年限経過の為不存在である。

4 異議申立の理由

平成22年8月26日付けで、異議申立人が条例の規定に基づき行なった前記請求について、倫理方針及び権利宣言の制定に至る議事、検討に関する一切の文書が伊賀市文書管理規程第9条による保存年限経過で廃棄されているのならば、その部分についての本件処分は承諾できる。しかし、倫理方針及び権利宣言が現在、伊賀市立上野総合市民病院（以下「市民病院」という。）が取り組んでいる理念で、それをもとに市民に対して行動しているものであるならば、それらの実現達成に向けた取組状況、達成状況を示す文書については保存年限経過による本件処分は理由にはならない。

5 審査会の判断

(1) 本決定の妥当性について

当審査会は、本件対象文書に関し、双方の主張を吟味した上で、以下判断する。

・本件対象文書に係る行政文書の範囲について

本件対象文書について、実施機関は取組状況や達成状況を記載する行政文書は存在しないとする。しかしながら、当審査会が実施機関から聴取したところによると、市民病院は倫理方針及び権利宣言に基づき「新規職員の採用時の研修に用いる」、「市民病院の

職員が携帯する手帳に記載する」、「意見箱の設置する」など多くの取り組みを行っており、その際に用いている参考資料等が存在することである。

そうすると、倫理方針及び権利宣言の実現達成に向けた取組状況や達成状況を示す文書とは、実施機関が特定した範囲のものだけでなく、新規職員の採用時の研修資料、市民病院職員が携帯する手帳や、意見箱の意見やその回答内容など、上記のような取り組みに際して使用した参考資料等も本件対象文書にあたるものと認められる。

(2) 結論

以上のことから判断すると、本件対象文書に該当するとみられる行政文書が存在すると認められることから、本決定はこれを取り消すべきである。

6 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年9月13日	・ 諮問書受理
平成22年10月20日	・ 諮問庁陳述（条例第28条第1項による経過説明、理由説明） ・ 異議申立人陳述（条例第28条第1項による趣旨説明） ・ 審議 ・ 答申 （第1回審査会）